

【手数料について】

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行っております。実際に適用される手数料に関しては、有料職業紹介の届け出における範囲内において、求人者と締結する基本契約書または覚書において定めるものとします。

【届出制手数料に係る手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人者の申込みを受理した以降、 求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬とし、職業紹介が施行した場合における当該求職者の想定年間賃金もしくは年間賃金の 50%のいずれかを上限とします。 手数料の負担は求人者とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス	頂いておりません。

※上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度について】

紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合に、手数料を返戻する制度を設けております。

入職日より 30 日以内に退職した場合 返還率 80%

入職日より 90 日以内に退職した場合 返還率 20%

ただし、当社より派遣された派遣社員を求職者として紹介する場合には、この制度は適用いたしません。

また、この制度は求人者と締結する基本契約書により別途、定める場合があります。

※職業紹介責任者とは、厚生労働大臣に届出をおこなっている職業紹介責任者です。

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。